



長野県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月26日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第50号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の38の(29)を同(30)とし、同(21)から(28)までを同(22)から(29)までとし、同(20)中「(21)から(29)」を「(22)から(30)」に改め、同(20)を同(21)とし、同(11)から(19)までを同(12)から(20)までとし、同(10)の次に次の事項を加える。

(11) 盛土等の規制に関する事項

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和4年長野県条例第33号）の規定に基づく次の事項（2以上の建設事務所の管轄区域にわたるものを除く。）

- ア 第8条の規定による許可
- イ 第11条第1項の規定による申請書の受理
- ウ 第11条第2項の規定による申請書の受理
- エ 第12条の規定による市町村長への通知及び市町村長の意見の聴取
- オ 第14条第1項の規定による条件の付加（第19条第3項において準用する場合を含む。）
- カ 第17条第2項の規定による報告の受理
- キ 第18条第1項の規定による届出の受理
- ク 第18条第2項の規定による確認及び通知
- ケ 第19条第1項の規定による許可
- コ 第19条第2項の規定による申請書の受理
- サ 第19条第4項の規定による届出の受理
- シ 第20条第1項の規定による許可
- ス 第20条第2項の規定による申請書の受理
- セ 第21条第1項の規定による届出の受理
- ソ 第22条第1項の規定による措置又は停止の命令
- タ 第22条第2項の規定による措置の命令
- チ 第22条第3項の規定による措置の命令
- ツ 第22条第4項の規定による措置又は停止の命令
- テ 第23条第1項の規定による許可の取消し
- ト 第23条第2項の規定による停止の命令
- ナ 第25条第2項の規定による報告の受理
- ニ 第26条第1項の規定による勧告
- ヌ 第26条第2項の規定による措置の命令
- ネ 第27条第1項の規定による指定
- ノ 第27条第2項の規定による公示（第29条第2項において準用する場合を含む。）
- ハ 第27条第4項の規定による市町村長の意見の聴取
- ヒ 第27条第5項の規定による立入、測量又は調査
- フ 第27条第6項の規定による立入及び措置
- ヘ 第28条ただし書の規定による承認
- ホ 第29条第1項の規定による指定の解除
- マ 第30条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求
- ミ 第30条第2項の規定による立入検査、収去及び質問
- ム 第31条第1項の規定による公表
- メ 第31条第2項の規定による公表
- モ 第31条第3項の規定による通知及び意見の陳述の機会の付与
- ヤ 第32条第1項の規定による警察本部長の意見の聴取
- ユ 第32条第2項の規定による警察本部長の意見の聴取
- ヨ 第32条第3項の規定による照会又は協力の要請
- ラ 第33条第4項ただし書の規定による承認

別表第2の39の(1)中「38の(12)、(13)、(15)及び(16)」を「38の(13)、(14)、(16)及び(17)」に改め、同表の41中「(12)」を「(13)」に、「(16)」を「(17)」に改める。

別表第3の9中「同(13)」を「同(14)」に、「同(20)のイの(コ)、同(22)のアの(ウ)」を「同(21)のイの(コ)、同(23)のアの(ウ)」に、「同(24)のアの(ク)」を「同(25)のアの(ク)」に、「同(25)のア」を「同(26)のア」に、「同(26)のアの(ア)」を「同(27)のアの(ア)」に、「同(29)のキ」を「同(30)のキ」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

人 事 課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月26日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第51号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第3条関係)

県営住宅入居誓約書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所
氏 名 印
電話番号 () ー

下記2の県営住宅の入居を許可されたので、入居期間中は、公営住宅法(住宅地区改良法)、公営住宅法施行令(住宅地区改良法施行令)、公営住宅法施行規則(住宅地区改良法施行規則)、県営住宅等に関する条例及び県営住宅等に関する規則並びに指示された事項を遵守します。

記

1 入居者及び同居者

入居者及び同居者	フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	職業又は勤務先
			本人	
				電話番号
				電話番号
				電話番号
				電話番号
				電話番号

2 入居許可された県営住宅

入居予定日		住宅所在地	
住宅団地名		部屋番号	
敷 金		入居時の家賃	

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の190」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の250」に改め、同条第2号中「100分の90」を「100分の100」に、「100分の110」を「100分の120」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の210」を「100分の200」に、「100分の250」を「100分の240」に改め、同条第2号中「100分の100」を「100分の95」に、「100分の120」を「100分の115」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第12号

長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(2)中「サまで」を「シまで」に改め、同(2)のサを同シとし、同コを同サとし、同ケの次に次のように加える。

コ 第39条の4の規定による協議して定める職員

別表第2の8中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書の規定による勤務延長の承認及び同条第2項」に改め、同表の10中「第3条第5項」を「第3条第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の10の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年12月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第13号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条の6」を「第41条の7」に改める。

第28条第1項後段を次のように改める。

この場合において、高齢層職員（一般職員給与条例第8条第3項、学校職員給与条例第11条第3項又は警察職員給与条例第8条第3項の規定の適用を受ける職員をいう。以下この項において同じ。）で第2号又は第3号に掲げる職員に該当するもの及び第3号に掲げる職員（高齢層職員を除く。）で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるものは、昇給しない。

第28条第1項第1号中「2号俸」を「1号俸」に改め、同項第2号中「(高齢層職員にあつては、1号俸)」を削る。

第39条の2第1項第1号ただし書中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第39条の3の次に次の1条を加える。

（通勤に利用される交通機関等を考慮して人事委員会が定める職員）

第39条の4 一般職員給与条例第19条第2項に規定する人事委員会が定める職員は、通勤に利用される交通機関等を考慮して任命権者が人事委員会と協議して定める職員とする。

第40条の3中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改め、「の各号」を削る。

第40条の4第1項中「第19条第2項」を「第19条第3項」に改める。

第41条の2第3項第3号中「第19条第2項」を「第19条第3項」に、「一般職員給与条例第19条第1項第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

第11章中第41条の6の次に次の1条を加える。

(通勤に利用される交通機関等を考慮して人事委員会が定める職員の特例)

第41条の7 第39条の4に規定する職員に対する第41条の2第3項、第41条の3第2項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「5万5,000円」とあるのは、「7万円」とする。

第44条第3項中「の各号」を削り、同項第1号のエを同号のオとし、同号のウの次に次のように加える。

エ 寒冷地手当

別表第7のA中	を	「	26	に改め、同表のイ中	を	「	25	に、		
		26	26			26	26			
		27	26			27	20		26	20
		27	26			28	20		27	21
		28	27			29	21		27	21
		28	27			29	22		28	21
		29	27			30	22		28	22
		29	28			30	23		29	22
		30	28			30	23		29	22
		30	28			31	24		30	23
		31	29			31	24		30	23
		31	29			31	25		31	23
		32	30			32	25		31	24
		32	30			32	25		32	24
		33	31			32	26		32	24
		33	31			33	26		33	25
		34	32			34	26		33	25
		34	32			34	27		34	26
		35	33			35	27		34	26
		35	33			35	27		35	27
		36	34			36	28		35	27
		36	34			36			35	27
		37	35			37				
		37	35			37				
		38	36			38				
		38	36			38				
39	37	39								
39	37	39								
40	38	40								
40	38	40								
41	39	41								
41	39	41								
42	40	42								
42	40	42								
43	41	43								

42
43
44
45
45
46
46
47
47
48

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47

に、

54
55
56
57
57
57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
62
62
63

を

53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
59
59
60
60
60
60
60
61

に改め、同表のウ中

28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
32

を

27
27
28
28
28
28
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31

に改め、同表のエ中

30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36

29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
32
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35

50	48
50	48
50	48
51	48
51	48
51	49
52	49
52	50
52	50
53	51
53	51
53	52
54	52
54	53
54	53
55	53
55	54
55	54
56	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	58
59	58
60	58
60	59
60	59
61	59
61	60
61	60
62	60
62	61
62	61
63	62
63	62

46	45
47	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
53	51
53	52
54	52
54	53
54	53
55	54
55	54
55	55
56	55

を

に改め、同表のク中

42	41
42	42
43	42
43	42
44	43
44	43
45	43
45	44
45	44
46	44
46	45
46	45
47	46
47	46
47	47
48	47
48	48
48	48
48	48
49	49
50	49
51	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52
55	53
55	53
56	54
56	54
57	55
57	55
58	56
58	56
59	57
59	58
60	59

を

に改め、同表のケ中

38	37
39	38
40	38
41	39
41	39
41	40
42	40
42	41
42	41
43	42
43	42
43	43
44	43
44	44
44	44
45	45
45	45
46	46

を

に改め、

26
26
27
27

25
26
26
26

26
26
27
27

25
26
26
26

同表のヨ中

を

に改め、同表のシ中

を

に改め、同表のス中

を

28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
34
34
37
37
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
40
40
41

28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
34
34
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
40
40
41

26	19
27	20
28	20
29	21
29	21
29	22
30	22
30	23
30	23
31	24
31	24
31	25
32	25
32	25
32	26
33	26
33	26
34	27
34	27
35	27
35	28

25	19
26	20
26	20
27	21
27	21
28	21
28	22
29	22
29	22

42
43
44
45

41
42
42
43

54
55
56
57
57
57
58
58
58

53
54
54
55
55
56
56
57
57

30	23	に、	45	を	43	に、	59	を	57	に改める。
30	23		46		44		59		58	
31	23		46		44		59		58	
31	24		47		45		60		58	
32	24		47		46		60		59	
32	24		48		47		60		59	
33	25						61		59	
33	25						61		60	
34	26						62		60	
34	26						62		60	
35	27			63	61					
35	27									

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第7及び次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 令和4年4月1日から附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が当該改正規定による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、当該改正規定による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸とするものとする。
- 一部施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局